

那賀町水田収益力強化ビジョン

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

本地域は、県南部那賀川の上流に位置し、山間地域に属する。総面積は694.86km²であり、県総面積の約6分の1を占めている。

農用地は急傾斜地が多く、小規模ではあるが山間地域の長を生かした農業を行っている。一方、農業者の現状では、高齢化と担い手不足が進みつつあり、今後の本町の農業を考えていく岐路にある。このため産地体制の維持強化を図り、水田農業の活性化対策を立案し実行することが早急に望まれている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

本地域の農業振興の方向は、山間地域に適した生産性の高い作物を導入し、その振興に努めることとする。また、地域の自主性を尊重し、稲作に代わる農産物の拡大と生産性の高い水田農業の推進を図っていく。

また、過疎・高齢化の進行する中で、耕作放棄地の増加を防止するため、また経営の安定を図るため、農地利用集積円滑化事業を促進し、担い手への農地集積を進める必要がある。地域全体での農業経営の安定化と農業生産意欲向上に努め、農業生産の基盤となる農地の充実を図る。

さらに、食料自給力・自給率向上に向けて水田等の有効活用が重要であるため新規転作田、調整水田等不作付地を利用した戦略作物（麦・大豆・飼料作物・米粉用米・飼料用米・野菜・花き・果樹等）の生産拡大を図ることとする。また、その際には低コスト生産に取り組むことを推進する。

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

本ビジョンにおける担い手とは、現認定農業者と将来認定農業者となると予測される農業者及び地域の担い手として重要な役割を担っている農業者とする。

那賀町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を目標として、関係機関と連携を取り、担い手の増加と育成を推進し農地の利用集積を促進するとともに、経営の多角化などへの取り組みを推進する。

(4) 農業生産基盤設備等の整備

安定的な水田農業を展開するため、かんがい施設、ほ場整備等の基盤整備を進め、低コスト・省力化の実現とともに農地の利用集積を推進する。

2 具体的な目標

(1) 作物作付及びその販売の目標

区分 作物名	現状（令和2年度）		目標（令和4年度）	
	作付面積 (ha)	販売金額 (千円)	作付面積 (ha)	販売金額 (千円)
水稲	143	7,800	145	8,000
いちご(苗畝)	1.5	37,007	1.5	38,000
菜の花	4.5	18,429	4.5	19,000
ゆず	156	271,094	160	275,094
すだち	12.4	32,596	12.5	33,000
おもと	9.2	61,054	9.5	62,000
ケイトウ	5.2	75,458	5.5	76,000
シャクヤク	4.5	27,715	4.5	28,000

(2) 産地戦略作物の作付け目標

区分 作物名	作付面積 (ha) 現状 (令和2年度)	作付面積 (ha) 当年 (令和3年度)	作付面積 (ha) 目標 (令和4年度)
いちご	1.5	1.5	1.5
ケイトウ	5.2	5.2	5.5
シャクヤク	4.5	4.5	4.5

(3) 担い手の明確化・育成及び担い手への農用地利用集積の目標

現認定農業者と将来認定農業者となると予測される農業者及び地域の担い手として重要な役割を担っている農業者を担い手として位置付ける。

また、担い手への農用地利用集積を積極的に推進し、効率的かつ安定的に農業経営が営めるよう、栽培技術指導を行うとともに経営分析・流通などの農業経営目標の実現に向けた取り組みに対する支援を行う。

3 那賀町水田収益力強化ビジョン実現のための手段

(1) 経営所得安定対策の活用方法

経営所得安定対策では、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ると共に、食料自給力と農業の多面的機能の維持を目指す。

対象となる作物は、米、麦、大豆、そば、なたね（ビール麦、黒大豆、種子用の麦・大豆を除く）。水田については、水田活用の直接支払交付金として、これに加え麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、地域の特産物も対象となる。

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

生産数量目標に従って、麦、大豆、そば、なたね、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者に対し、標準的な生産費と販売価格の差額分に相当する交付金が、「数量払」と「面積払」により、支払われる。

農業者は、出荷・販売契約を締結し、契約数量を守り生産を行うこととし、契約を締結していない作物、また契約数量を下回った場合は対象とならない。

・交付単価（最大交付単価）（実際は品質によって異なります。）

小麦 8,810円/60kg	大麦・はだか麦 9,980円/50kg	大豆 10,830円/60kg	てん菜 6,840円/t
でん粉原料用ばれいしょ 13,560円/t	そば 13,800円/45kg	なたね 8,020円/60kg	

②収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

水田、畑地に米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者に対し、当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填される。

農業者は、国からの通知に基づき積立金を納付した者で、農産物検査結果証明書もしくは出荷契約書、出荷伝票により生産実績数量を証明出来る者が対象となる。

③水田活用の直接支払交付金

水田で米、麦、大豆、米粉用米、飼料用米、そば等の戦略作物を販売目的で生産する農業者に対して、生産する面積に応じて交付される。

対象作物等	単価(10アール当たり)
戦略作物助成	
・麦、大豆、飼料作物(作付の取組)	35,000円(上限)
・WCS(稲発酵粗飼料)用稲(作付の取組)	80,000円(上限)
・加工用米(作付の取組)	20,000円(上限)
・飼料用米、米粉用米(作付の取組)	105,000円(上限)
産地交付金(国設定)	
・そば、なたね助成(作付の取組)	20,000円(上限)
・飼料用米・加工用米の複数年契約加算(3ヶ年以上の契約締結等)	12,000円(上限)
・コメ新市場開拓支援(輸出用米等新市場開拓の取組)	20,000円(上限)
産地交付金(徳島県設定)	
・スマート農業加算(飼料用、w c s、輸出用、加工用、米粉用米及び麦の営農支援システム+スマート技術の取組)	8,000円(上限)
・麦、大豆(基幹作及び二毛作)技術向上加算 適期播種+品質・収量向上に資する技術の取組 県平均単収+30kg以上(単収向上加算)	20,000円(上限) 6,000円(上限)
・担い手農地集積加算 農地中間管理機構を活用し、面積拡大 認定新規就農者かつ経営規模拡大計画を作成した場合	20,000円(上限) 26,000円(上限)
・飼料用米流通効率化加算 フレコンバックでの出荷 地域内流通の取組	8,000円(上限) 11,000円(上限)
・耕畜連携助成(資源循環)WCS、稲わら、粗飼料作物等の供給、堆肥の取組	12,000円(上限)
・輸出用米、WCS等生産効率化加算 面的集積における取組、低コスト生産による取組	8,000円(上限)
・そば二毛作助成	12,000円(上限)
産地戦略助成(徳島県設定)	
・基幹作物:いちご(苗含む)、ケイトウ、シャクヤク(野菜等助成との重複なし)	12,000円(上限)
・二毛作:ケイトウ(野菜等助成との重複なし)	6,000円(上限)
・いちご(苗含む)、ケイトウ、シャクヤク以外の野菜、花き、花木、果樹等類(基幹作)	6,000円(上限)

・ 交付対象作物等

野菜	菜の花, トウガラシ (シシトウ、甘長含む), トマト, なす, かぼちゃ, オクラ, ウリ, ねぎ, スイートコーン, エダマメ, そら豆, インゲン, ササゲ, はくさい, キャベツ, ブロッコリー, ホウレンソウ, コマツナ, アスパラガス, ヤーコン, ミョウガ, レタス (サンチュ, チシャ), シソ, 葉わさび, モロヘイヤ, 葉大根, 水菜, たまねぎ, じゃがいも, グリンピース, きゅうり, すいか, ピーマン, 大根, カブ, ラディッシュ, にんじん, ばれいしょ, ヤマトイモ, ラッキョウ, 筍, かんしょ, クワイ, さといも (紅ずいき含む), しょうが, ニンニク, タラの芽 (ハウスを除く), フキ (ハウスフキ、水フキ及びその苗含む) その他野菜など	6,000円 (上限)
豆類	小豆、落花生、その他豆類	
花き	おもと, 菊, シキミ, ハラン, ヒオウギ, ヒマワリ, 都忘れ, イブキ, フリージア, ラン類 (オンシジウム, シンピジウム, カトレアなど), ハボタン, バラ, ヒバ, アワ, オクラレルカ, ナルコユリ, ギボウシ, クロコスミア, プロディア, コワニー, サンゴミズキ, ヒマワリ, マヨール, ルドベキア, グラスペディア, トルコキキョウ, その他花きなど	
花木	梅, 桜, 杉桧等で根付き販売されるもの, スモークツリー, 切り花用母樹など	
果樹 (新植)	ゆず, すだち, ゆこう, びわ, 柿等, その他果樹	
その他	あい, さとうきび, シイタケ, たばこ, ミシマサイコ	

(2) その他の事業の活用

その他関連する補助事業等があれば、積極的に取り組む。ただし、本町の農業に即するかどうかが十分に議論・検討しながら行うこととする。

状況の変化や制度の変更等により変更の必要が生じた場合は、本協議会で協議し、変更できるものとする。

(3) 主食用米及び作物の作付状況の確認方法

主食用米及び作物の作付状況の確認にあたっては、地域の実行組長や農協及び農業共済組合等の協力を得ながら情報共有に努め、現地確認及び各種公的資料との突合によりこれを確認するものとする。

4 担い手の明確化

担い手等リスト添付 (別紙2)